

職員からの苦情相談

一般職（一般行政公務員、教育公務員、消防職員）の職員（常勤・非常勤を問わず、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を含む。）は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情について、公平委員会に相談することができます。

公平委員会は、相談者に対し、相談内容に応じて制度の説明や助言等を行います。

また、必要がある場合には、相談者の了解を得た上で、関係当事者に事実確認及び指導等を行う場合があります。

なお、企業職員及び現業職員には、この制度は適用されません。

【お問い合わせ】

その他、わからない点がありましたら、公平委員会事務局までおたずねください。

担 当：豊中市公平委員会事務局

電話番号：06-6858-2484（直通）

E-mail: kouhei@city.toyonaka.osaka.jp

【公平委員会以外の相談窓口】

総務部においては、「職員の人材育成をサポートする相談事業」として、豊中市職員のために次のような窓口を設置しています。

相談したい場合は、職場等に掲示・周知されているポスター・お知らせ等に記載の各担当に直接連絡してください。

（1）人間関係に関する相談窓口

◎概 要：パワー・ハラスメントなど、職場における人間関係に関する相談

◎対象者：豊中市職員（他団体への派遣職員、非常勤職員含む。）

（2）管理監督職員を対象とした相談窓口

◎概 要：管理監督者が職場運営をする上での悩みや、部下指導についての相談

◎対象者：次長級、課長級、課長補佐級、係長級など管理監督の職にある者

（3）人事評価に関する相談窓口

◎概 要：人事評価（職務状況報告書及び行動評価を含む。）に関する疑問や不満等の相談

◎対象者：人事評価の被評価者

（4）セクハラ・マタハラに関する相談窓口

◎概 要：セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント（該当するかの確認も含む。）に関する相談

◎対象者：豊中市職員（他団体への派遣職員、非常勤職員含む。）

（5）教職員のための相談窓口

◎概 要：パワー・ハラスメントなど職場の人間関係に関する相談

◎対象者：教職員